

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年3月25日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、令和〇年度レポート岡山ビル昇降機保守点検業務に関する参加業者名と応札金額に関する開示請求を行った。

2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、令和〇年度レポート岡山ビルエレベーター保守点検業務見積徴取結果（令和〇年度）と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする決定を行い、令和4年3月31日付けで審査請求人に通知した。

3 上記2の決定において実施機関が掲げた非開示の部分及び理由は、次のとおりであった。

(1) 見積徴取業者中落札者以外の業者名、住所、代表者名及び見積金額

当選者以外の事業者の事業戦略や営業活動の方針を特定できる情報を公にすることにより、当該事業者の競争相手が当該情報を分析し、対抗手段を講じることが容易になるなど、当該事業者の競争上の地位が損なわれると認められるため。（条例第7条第3号該当）

(2) 予定価格

当該業務は、今後も同様の内容で継続して行う性質を有する県の事務であり、本件の予定価格を公にすることにより、今後の応札業者が、今後の契約において、知り得た予定価格を基に推算した予定価格直下の応札額設定が容易になるなど、契約額の高止まりを招くこととなり、当該契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に損なうおそれがあると認められるため。（条例第7条第6号ロ該当）

4 審査請求人は、上記3（1）に係る公文書一部非開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年4月7日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年8月15日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分について、見積徴取業者中、落札者以外の業者名及び見積金額の部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

他の類似する入札において、ほとんどの官公庁では、全社の応札金額まで、その場での開示あるいは後日開示とされており、電話での回答もある。この現場に限って、なぜこのようにかたくなに情報を隠すのか、この程度の情報は、言われなくても開示されているのがほとんどであるから、隠すことが異常に思われる。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

#### 1 条例第7条第3号該当性について

事業者の取引先を示す情報が公表されると、競業事業者の対抗措置が可能となることから、事業者の内部管理情報となる。このため、落札者以外の事業者名の開示は、当該事業者の競争上の地位が損なわれると認められる。また、地方公共団体である岡山県の事業に落選したという結果が明らかになると、社会的評価の低下を引き起こし事業経営に不利益を及ぼす可能性が否定できない。見積金額についても、公表されると競業事業者の対抗措置が可能となることから、同様に競争上の地位が損なわれると認められる。

また、見積競争の契約相手の決定は、金額だけによるものではなく、幅広い事項を検討した上で行っており、競争上の地位が損なわれないよう一部開示とした。

#### 2 条例第7条第6号柱書き及び同号ロ該当性について

エレベーターの保守管理は、その特殊性から事業者が限定されるため、契約相手以外の事業者名の開示は、社会的評価の低下を引き起こす可能性があり、以後の見積競争参加者の減少につながり、県の事業遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、契約相手以外の事業者名及び見積金額を分析することで、参加者に有利な見積金額を設定し、契約額の高止まりを招くことにつながり、県の財産上の利益を不当に損なうおそれがある。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

## 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例は、公文書の開示義務等について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～二 略

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四～五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 略

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ～ホ 略

## 3 非開示条項該当性の具体的な検討について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

なお、本件処分に係る業務委託事業者選定に当たっては、見積競争（見積合わせ）の方法が取られており、これは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に定める契約方法の一つである随意契約に該当する。同法においては、同じく同項に定める一般競争入札が原則とされており、随意契約によることができる場合については、同条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号並びに岡山県財務規則（昭和41年岡山県規則第8号）第149条の規定により、本県の業務委託の場合、その予定価格が100万円を超えない場合とさ

れている。本件処分に係る業務委託契約の場合も、この範囲内で行われた随意契約である。

契約情報の公表については、予定価格が100万円を超える業務委託等の一般競争入札（条件付）に関しては、入札者名及び落札者名並びに入札金額及び落札金額等が公表される取扱いが行われているが、本件処分に係る見積競争について、公表に関する定めは存在しない。

また、本件処分に係る業務を含むエレベータ保守管理業務は、その特殊性から見積競争に参加する事業者が一部に限定される業務となっている。

#### (1) 条例第7条第3号該当性について

審査請求のあった公文書には、見積競争参加事業者の業者名、住所、代表者名、見積金額が記載されていることが認められる。これらの情報は、一般的に、事業者の営業方針、事業戦略の表れであり、当該事業者の内部限りで管理される情報である。本件処分において、契約相手となる事業者以外の事業者について、これらの情報が公になると、見積競争に参加したという営業活動に関する情報が明らかとなり、その情報をもとに、競合他社による対抗的事業活動等が可能となることが想定される。また、見積競争に参加していること及び県との契約相手に選ばれなかったことが明らかとなることから、当該事業者の社会的評価が低下することが見込まれる。見積金額についても、どのような金額設定をするかは、参加事業者の営業戦略に関する情報であることから、この情報を分析することにより、競合他社による対抗的事業活動等が可能となることが想定される。これらの点から、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第7条第6号該当性について

上記(1)において検討したとおり、見積競争参加事業者の社会的評価の低下が引き起こされた場合、参加事業者が限定されている当該見積競争において、参加事業者の減少が見込まれるため、今後の県の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

## 4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年10月24日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年11月28日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和4年12月23日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和5年 1 月 2 6 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年 2 月 2 8 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和5年 5 月 1 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※ 本件事案については、第一部会において審議を行った。